

長浜市告示第161号

長浜市介護施設食費基準費用額差額調整給付金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市介護施設食費基準費用額差額調整給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の介護保険施設が提供する食事の費用額に係る食品価格の高騰による増額分に対し、当該介護保険施設を運営する法人等の当該増額分の負担を軽減することを目的として、予算の範囲内で長浜市介護施設食費基準費用額差額調整給付金（以下「給付金」という。）を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象介護保険施設 次に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく介護保険サービスを提供し、かつ、法第51条の3第2項第1号に規定する食費の基準費用額（以下「基準費用額」という。）を適用することにより利用者の負担額を軽減している施設

ア 指定介護福祉施設サービス

イ 介護保健施設サービス

ウ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

エ 短期入所生活介護

オ 短期入所療養介護

(2) 定員1人当たりの基準額 基準費用額に食品価格の高騰を勘案した額を加えて算出した額

(3) 平均減免割合 市内の対象介護保険施設利用者数及び法第51条の3第1項に規定する特定入所者介護サービス費の支給者数を基に算出した割合

(交付対象者)

第3条 給付金の交付の対象となる者は、令和7年4月1日において市内に対象介護保険施設を有し、かつ、給付金の申請日において当該対象介護保険施設を運営している事業者とする。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、定員数1人当たりの基準額11,000円に令和7年4月1日における対象介護保険施設の定員数及び平均減免割合70パーセントを乗じて得た額とす

る。

（給付金の申請等）

第5条 給付金の交付を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、長浜市介護施設食費基準費用額差額調整給付金交付申請書兼請求書（別記様式。次項において「申請書兼請求書」という。）を、市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、規則第4条第2項の規定により、同条第1項各号に規定する書類を省略させるものとする。

2 市長は、申請書兼請求書の内容に不備がある場合は、申請者に対し、期日を定めて補正するよう求めるものとする。この場合において、当該期日までに補正がされないときは、市長は、申請者が当該申請を取り下げたものとみなす。

（手続の併合等）

第6条 規則第20条の2の規定に基づき、規則第4条及び第17条の手続を併合し、規則第14条及び第15条の手続を省略する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（告示の失効）

2 この要綱は、令和8年2月28日限り、その効力を失う。

別記様式（第5条関係）

年 月 日

長浜市長 あて

所 在 地

法 人 名

代表者名

（※）

電話番号

（※）本人（代表者）が署名しない場合は、記名
押印してください。

長浜市介護施設食費基準費用額差額調整給付金交付申請書兼請求書

長浜市介護施設食費基準費用額差額調整給付金交付要綱第5条の規定により、以下のとおり申請します。

1. 給付金申請額（請求額） 金 _____ 円
（積算内訳）

施設名	入所 定員数	短期入所 定員数	11,000 円×定員数
			円
			円
			円
			円
			円
合 計			円
合 計 × 70 %			円
給付金申請額（千円未満切り捨て）			円

2. 振込先口座

金融機関名				金融機関 コード				
支 店 名				支店番号				
預金種類及び 口座番号	☐ 普通 ☐ 当座							
フリガナ								
口座名義								

振込先口座の内容を確認できる書類（通帳見開きの写し等）を添付